

福岡市公報

令和8年2月9日 第7210号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○歳入の収納の事務の委託（第30号）	1
○指定管理者の指定（第31号）	2
○都市公園の設置（第32号）	2
○市道の区域の変更（第33号）	3
○都市公園の名称の変更（第34号）	3
○都市公園の名称及び区域の変更（第35号）	4
公 告	
○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施（第32号）	5
交 通 局	
○一般競争入札の実施（公告第6号）	6
○特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定（公告第7号）	7
教 育 委 員 会	
○福岡市総合図書館条例施行規則の一部改正（規則第2号）	7
○福岡市立高等学校学則の一部改正（訓令第2号）	9
博 多 区	
○住民票の消除（告示第2号）	9

告 示

福岡市告示第30号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、歳入の収納の事務を次のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

委託事務	委託の相手方	指定をした日	委託をした日	委託期間

福岡市税証明郵送請求センターにおける手数料の収納事務	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 株式会社 パソナ	令和7年 4月1日	令和7年 4月1日	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
----------------------------	-------------------------------	--------------	--------------	---------------------------

福岡市告示第31号

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、福岡市健康づくりサポートセンターについて指定管理者の指定をしたので、福岡市健康づくりサポートセンター条例第18条前段の規定により次のように告示する。

令和8年2月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市健康づくりサポートセンター	福岡市中央区舞鶴二丁目

2 指定管理者の名称並びに構成団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 福岡市医師会・鹿島建物共同事業体

代表者 福岡市早良区百道浜一丁目6番9号

一般社団法人 福岡市医師会

会長 菊池 仁志

東京都中央区銀座六丁目17番1号

鹿島建物総合管理株式会社

代表取締役社長 山本 和雄

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

福岡市告示第32号

都市公園を次のように設置するので、都市公園法第2条の2及び福岡市公園条例第3条第1項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、福岡市役所（住宅都市みどり局みどり推進部みどり運営課）に備え付ける。

令和8年2月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 供用を開始する都市公園

名 称	位 置	区 域	面 積 (平方メートル)
名子1号緑地	福岡市東区名子二丁目地内	福岡市東区名子二丁目262番6 及び330番3	2,247
浦田南公園	福岡市博多区浦田二丁目地内	福岡市博多区浦田二丁目194番 の一部	916

2 供用開始の期日

令和8年2月9日

福岡市告示第33号

市道の区域を次のように変更したので、道路法第18条第1項後段の規定により公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局管理部路政課）においてこの告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

路線番号	路 線 名	区 間	旧 新 別	道路の区域	
				敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
城南749	片江749号線	城南区片江五丁目1431番137地先から 同 1431番180地先まで	旧	5.80～13.10	11.52
			新	5.80～12.50	11.52

福岡市告示第34号

福岡市公園条例第3条第1項の規定に基づき、都市公園の名称を次のように変更するので告示する。

令和8年2月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 名称変更する都市公園

区 分	名 称	位 置	区 域	備 考
変更前	内野北公園	福岡市早良区 早良五丁目地内	福岡市早良区早良五丁目1329番1	昭和59年福岡市告示 第180号により設置
変更後	早良北公園			

変更前	内野西公園	福岡市早良区 早良六丁目地 内	福岡市早良区早良六丁 目1210番11	昭和63年福岡市告示 第179号により設置
変更後	早良東公園			
変更前	内野1号公 園	福岡市早良区 早良七丁目地 内	福岡市早良区早良七丁 目900番339	昭和51年福岡市告示 第155号により設置
変更後	早良1号公 園			
変更前	内野2号公 園		福岡市早良区早良七丁 目900番340	
変更後	早良2号公 園			
変更前	内野3号公 園		福岡市早良区早良七丁 目900番341	
変更後	早良陽光台 南公園			
変更前	内野4号公 園		福岡市早良区早良七丁 目900番343	
変更後	早良3号公 園			
変更前	内野6号公 園		福岡市早良区早良七丁 目918番6	昭和59年福岡市告示 第180号により設置
変更後	早良4号公 園			

2 名称変更の期日

令和8年2月9日

福岡市告示第35号

都市公園の名称及び区域を次のように変更するので、福岡市公園条例第3条第1項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、福岡市役所（住宅都市みどり局みどり推進部みどり運営課）に備え付ける。

令和8年2月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 名称及び区域を変更する都市公園

区 分	名 称	位 置	区 域	面 積 (平方メートル)	備 考
変更前	内野 5 号 公園	福岡市早良区 早良七丁目地 内	福岡市早良区早良 七丁目900番342	5, 537	昭和51年福岡市 告 示 第155号 に より設置
変更後	早良陽光 台西公園		福岡市早良区早良 七丁目900番260及 び900番342	5, 645	

2 変更に係る区域の供用開始の期日

令和 8 年 2 月 9 日

公 告

福岡市公告第32号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第 5 条の規定により次のように公告する。

令和 8 年 2 月 9 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 入札に付する事項

令和 8 年度刷新システム用端末等賃貸借契約（202701）

2 入札日時

令和 8 年 3 月 24 日 午前 10 時（郵送による場合は、同月 23 日 午後 4 時まで に 必 着 と す る。）

3 落札者の決定方法

地方自治法第234条第 3 項本文の規定により落札者を決定する。

4 詳細は、入札説明書による。

5 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページにより配布する。

U R L [https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/reform/business/r8lease_
pcsetc.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/reform/business/r8lease_pcsetc.html)

(2) 期間等

この公告の日から令和8年2月20日午後4時まで

【英文の要約】

S U M M A R Y

1. Contract(s) up for tender

Lease contract for computers and other peripheral devices related to business system renewal in FY2026 (202701)

2. Date & time of tender

10 a.m., March 24, 2026

(Tender by post to arrive by 4 p.m., March 23, 2026)

3. For details, refer to the Tender Explanation Form.

4. The Tender Explanation Forms are available as follows:

(1) Distribution Method

https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/reform/business/r8lease_pcsetc.html

(2) Period

From the date of this notice to 4 p.m., February 20, 2026

交 通 局

福岡市交通局公告第6号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市交通局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和8年2月9日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
一般土木A、 B又はC	令和7年度空港・箱崎線レール削正工事（その2）	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

U R L https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和 8 年 2 月17日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前 6 時から午後10時まで

福岡市交通局公告第 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市交通局契約事務規程の特例を定める規程第 9 条の規定により次のように公告する。

令和 8 年 2 月 9 日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
令和 7 年度 橋本車両基地 車両総合管理システムサーバ外リプレイス業務委託	福岡市中央区大名二丁目 5 番31号 交通局総務部総務課	令和 7 年 12月26日	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号 株式会社 日立製作所	96, 250, 000円	特例政令第11条第 1 項第 2 号該当

教 育 委 員 会

福岡市総合図書館条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 2 月 9 日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第 2 号

福岡市総合図書館条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市総合図書館条例施行規則（平成 8 年福岡市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「開館時間」を「開館時間等」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、「開館時間」の次に「又は駐車場の供用時間」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 総合図書館（分館を除く。）の駐車場（以下「駐車場」という。）の供用時間は、午

前零時から午後12時までとする。

第7条の見出し中「休館日」を「休館日等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、駐車場は、第1項各号に規定する休館日において供用するものとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、臨時に駐車場を供用しない日設けることができる。

第9条の次に次の1条を加える。

(駐車場の利用の許可)

第9条の2 条例第5条の2の規定による駐車場の利用の許可は、自動車を入庫させるときに駐車券を交付して行うものとする。

第14条の次に次の1条を加える。

(駐車場の使用料)

第14条の2 条例第10条第2項に規定する教育委員会規則で定める額は、別表第1の2のとおりとする。

第18条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、駐車場の使用料は、駐車場を利用した者が自動車を出庫させるときに徴収する。

第20条第1項第2号中「含む。以下」の次に「この条において」を加える。

第21条第1項各号列記以外の部分中「使用料」の次に「(駐車場に係るものを除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(駐車場の使用料の減免)

第21条の2 条例第14条の規定による使用料(駐車場に係るものに限る。以下この条において同じ。)の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 本市の公用自動車 当該使用料の全額
- (2) 開館時間内に総合図書館を利用した障がい者が運転し、又は同乗する自動車 当該使用料の全額
- (3) 開館時間内に総合図書館を利用した者が運転する自動車であって、駐車場の利用時間が2時間を超えないもの 当該使用料の全額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める自動車 教育長が必要と認める額

- 2 前項第2号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、療育手帳等を職員に提示しなければならない。

第42条第1項の表中「第22条第1項第10号」を「第21条の2第2項、第22条第1項第10号」に改める。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2

駐車場使用料

種 別	単 位	利用時間	金 額
総合図書館 駐車場使用 料	1 台 1 回	総合図書館（分館を除く。 以下この表において同 じ。）の休館日でない日の うち、午前7時から午前10 時まで	30分までごとに 200円 ただし、2時間を超える ときは800円とする。
		総合図書館の休館日でない 日のうち、午前10時から午 後8時まで	(1) 総合図書館を利用した 者 30分までごとに 200円 (2) 総合図書館を利用した 者以外の者 30分までご とに 500円
		総合図書館の休館日でない 日のうち、午後8時から翌 日午前7時まで	30分までごとに 200円 ただし、2時間を超える ときは800円とする。
		総合図書館の休館日のう ち、午前7時から翌日午前 7時まで	30分までごとに 200円 ただし、2時間を超える ときは800円とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市教育委員会訓令第2号

福岡市立高等学校学則（昭和26年庁達第26号）の一部を次のように改正し、令和8年3月1日から施行する。

令和8年2月9日

福岡市教育委員会

別記第1号様式中「」を削る。

博 多 区

福岡市博多区告示第2号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかで

ないので、同条第4項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市博多区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和8年2月9日

福岡市博多区長 中 村 卓 也

住 所	氏 名	消除年月日
福岡市博多区大井二丁目8番16号 NAKAYAビル	中野 順一	令和7年12月18日
福岡市博多区空港前二丁目5番40-402号 スカイビル	弓削 良雄	
福岡市博多区吉塚一丁目42番13号 さかえ荘301号	中村 研一	
福岡市博多区吉塚四丁目2番14-703号 ローレルマンションロゼ吉塚	仲山 祐司	
福岡市博多区吉塚四丁目13番3-301号 Dooroomメゾン空港通	馬場 隆乃亮	
福岡市博多区吉塚六丁目7番17-401号 インペリアル バレーイ	焼貝 智	
福岡市博多区堅粕四丁目4番7-103号 Tiara R1 堅粕	堀 伊吹	
福岡市博多区堅粕四丁目4番7-402号 Tiara R1 堅粕	舞永 杏	
福岡市博多区堅粕四丁目15番15-302号 リテラ博多Ⅱ	伊藤 遥香	
福岡市博多区博多駅前四丁目20番10-303号 ツインタワー博多駅前	野村 恵太	
福岡市博多区博多駅南一丁目12番3-205号 RJRプレシア博多駅前	園田 凌	
福岡市博多区美野島三丁目4番12-1号 久保山アパート	満生 一夫	